議員提出議案第１６号

国に対し「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく速やかな対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２４年１２月２１日　提　出

守谷市議会
議　長　　松　丸　修　久　様

提出者　　放射線災害対策特別委員会
委員長　　梅　木　伸　治

平成　　年　　月　　日　原案　　決

国に対し「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく速やかな対応を求める意見書

本年６月に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が施行されました。

この法律は，支援対象地域で生活する被災者を支援するため，特に子どもに配慮し，一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住していたことがある等の場合は，健康診断が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じることとされていますが，支援対象地域となる放射線量の一定基準が未だ示されておりません。

茨城県においては「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象となる放射線量の基準値と支援対象地域の指定を早急に規定するよう国に対し働きかけることを強く要望します。

記

１.「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象となる放射線量の基準値と支援対象地域の指定を早急に規定するよう国に対し早急に働きかけること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

提出先：茨城県知事

提案理由（議員提出議案第１６号）

提案の理由を申し上げます。

１２月２０日に行われた放射線災害対策特別委員会において，高橋典久委員から，国に対し「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく速やかな対応を求める意見書案の提出があり，全会一致で可決されましたので提案させていただきます。

本年６月に「原発事故子ども・被災者支援法」が衆議院本会議において，全会一致で可決されました。この法律では，支援対象地域で生活する被災者を支援するため，一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住していたことがある場合は，特に子どもに配慮し，健康診断を生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じ被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的としておりますが，支援対象地域となる放射線量の一定基準が未だ示されていないのが現状であります。

茨城県においては「原発事故子ども・被災者支援法」の支援対象となる放射線量の基準値と支援対象地域の指定を早急に規定するよう国に対し働きかけることを強く要望するため，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上，ご決議のほどお願いいたします。